

<b>Title</b>	「馬借通路絵図」の作成経緯について
<b>Author</b>	山崎, 竜洋
<b>Citation</b>	市大日本史. 25 卷, p.122-127.
<b>Issue Date</b>	2022-05
<b>ISSN</b>	1348-4508
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学日本史学会
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University

## 「馬借通路絵図」の作成経緯について

山崎 竜洋

### はじめに

大和国宇智郡は大和国中西部に位置し、現在は五條市の一部となっている。宇智郡はさまざまな街道が集まる交通の結節点であるとともに、寛政七年（一七九五）には五條代官所が設置されるなど大和中南部の中心地となる地であった。

二〇一三年に五條市教育委員会は五條村の庄屋を務めた中家の史料調査をおこなった<sup>①</sup>。中家文書は全五六七点からなる史料群で、なかでも寛永年中に五條村に設置された五條馬借所が近隣の村々と通行路などについて争った争論に関する文書を多く含むとともに、争論に係る絵図が新たに発見された。

馬借所に関する争論については文書調査をおこなった藤井正英氏が簡潔にまとめられている<sup>②</sup>。しかし、五條馬借所の活動範囲などの基本的な事項については史料的な限界もあり、ほとんど検討されていない。そこで、本稿では①新たに発見された絵図を紹介し、②絵図作成のきっかけとなった争論について検討する。

### 一 「馬借通路絵図」と五條馬借所

五條村の庄屋を務めた中家には馬借所の争論に関する史料が多く残されていたが、二〇一三年に五條市教育委員会がおこなった調査の際に新たな絵図が発見された（図1）。絵図の大きさは縦一八六・〇センチ、横二二六・〇センチにわたるもので、発見時は段ボールの筒に収められていたが、現在は中性紙の箱に収められている。

この絵図そのものには名称は付けられていないが、絵図に貼られている付箋の記載から元禄年間に五條村・須恵村・新町村三ヶ村（以下、五條三ヶ村）と紀州橋本町との間で起こった荷馬の通行路をめぐる争論に係ったものであることが分かる。このことから五條市では「馬借通路絵図」という資料名を付している。

馬借通路絵図には争論に関する情報だけでなく、宇智郡を中心とした地域の情報が示されている。宇智郡を中心に東は下市町、西は橋本町、南は賀名生谷までの範囲が描かれている。北に金剛山、南に高野山、東に吉野山と大峰山が描かれており、宇智郡がこれらの山に囲まれる地域であったことを明示している。

また、地域ごとに色分けがされているのが特徴的である。大和国に

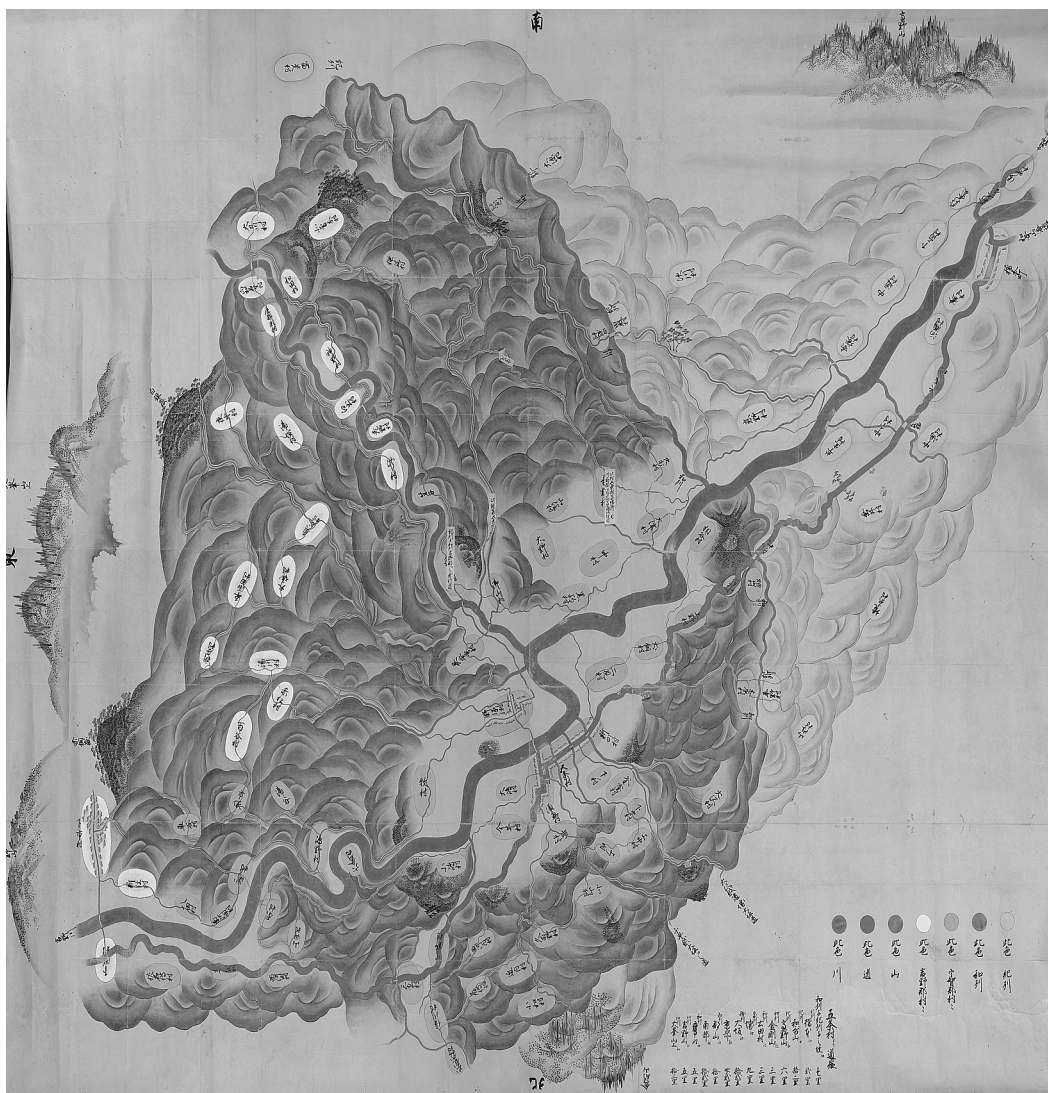


図1 馬借通路絵図



図2 五條三ヶ村付近



図3 野原村付近

あたる地域は山を緑で彩色し、紀伊国は無色である。村については宇智郡の村は黄色、吉野郡の村は白で塗られているが、紀州の村は無色であり、一目で地域が分かるように彩られている。また、北東から南西に地域を二分する形で吉野川（紀ノ川）が描かれている。

ここで注目したいのは村の描かれ方である。図2は五條村近辺の拡大図であるが、五條村・須恵村・新町村の三ヶ村がひとまとめで描かれていることが分かる。そして、町家が立ち並んだ街区が描かれており、町場を形成していたことが示されている。

五條三ヶ村についてみると、五條村は内部に北之町、南之町、中之町、西口町といった町を含みこんでおり、各町には月行司がおかれていたことが確認できる。寛政七年（一七九五）には五條代官所が設置され、大和南部の幕府行政の中心地となっている。須恵村については史料が見つからないので詳細は不明である。新町村は慶長一三年（一六〇八）に二見城主として入部した松倉重政により創設された町で、村内では市が立てられており、地子を免許されていた。この五條・須恵・新町の三ヶ村は宇智郡の中心的な位置にあった。

また、吉野川南岸の野原村も五條村と同様に河原町・中ノ町・東町・表町・西町といった町を含み込んでおり、町年寄がおかれていたことが確認できる（図3）。ここから、この両村は内部に町を包含した「町村」であったことが分かる。また、所々には寺社が描かれているが、寺社名は記されておらず、これらが描かれた基準は不明である。

また、道に注目すると、道は赤で描かれており、宇智郡内を血管のようにめぐっていることが分かる。中でも強調されて描かれているのが伊勢街道である。馬借通路絵図では紀州橋本町から紀ノ川沿いに東

表1 「馬借一件明細記」にみえる運送品

本荷	小豆 蕎麦 実綿 板楮 糠	蕎麦 綿 楮 玉	油 曾木 綿 杓子	醬菜 種 板 総 松	油 種 板 手 種	焼茶 耐皮 古鉄 類	柏 類 松 箸	胡麻 棗 竹 皮 綿	柏 皮 間 木 こ	う 柏 木 こ
拾ひ荷	米 じや 鯛	麦 ・か 綿 実	安 こ	大豆 はい	小麦 油 粕	大麦 籾	空 大 豆 材 木 板	塩 杉 皮	炭 皮	(か 干

上し、五條三ヶ村を通り北上し、三在村付近で再度東へと進路を変え下市町の対岸に至っている。三在村から北上する道は大和盆地に通じる中街道にあたる。この絵図作成の背景に荷物の運送経路についての争論であったことから、強調して描かれたものと考えられる。

吉野川を見ると橋が描かれているのは五條三ヶ村と対岸の野原村との間に掛けられたもののみであるが、所々に船が描かれている（図3）。では、五條馬借所の営業範囲および取り扱っていた荷物はどのようなものであったのだろうか。「馬借所一件明細記」と題された史料には幕末頃の馬借所の駄賃や荷物がまとめられている。ここから五條馬借所で扱われていた荷物をまとめたのが表1である。

「本荷」「拾い荷」と区分されているがどのような区分であるのか詳細は不明である。荷物は古手類や木綿、干鯛、炭、こんにゃく玉・杓子など多様な種類を扱っていたことが分かる。

また、同史料には各地への駄賃も記されており、それらを一覧にしたものが表2である。これを見ると黒駒、御山・丹原・霊安寺といった五條三ヶ村の吉野川対岸にあたる宇智郡内の村々から、御所や新庄、高田、今井、俵本（田原本）などの大和盆地中部の町場や河内の富田林まで広範囲の地域を対象にしていたことが分かる。その一方で吉野川（紀ノ川）下流は橋本町とその隣村である東家村までが範囲であり、橋本



表2 駄賃など一覧

場所	距離	本駄賃	歩行駄賃	雇人足賃
橋本・東家（紀州）	3里	2匁4分8厘	1匁2分	2匁
御所	4里	3匁6分2厘	2匁4分	2匁5分
名柄・豊田	3里	3匁4分8厘		
上市	5里	5匁1分8厘	2匁5分	
戸毛	3里	3匁6分8厘	1匁6分	2匁
土田・越部	3里	3匁6分8厘	1匁8分	2匁
新庄	5里	5匁7分8厘		
今井	6里	5匁4分8厘	2匁9分	
高田	6里	5匁3分8厘	2匁9分	
八木	6里	5匁4分8厘	2匁9分	
下市	3里	5匁4分8厘		
吉野	5里		3匁2分	
桜井	6里半		3匁6分	
俵本	7里		3匁6分	
当麻	6里		3匁5分	
下淵	3里過		1匁7分	
佐味			1匁2分	1匁7分
岩崎	4里		1匁8分	
箸尾			3匁8分	
土佐	5里		3匁8分	
富田林（河内）		850文		
黒駒		2匁4分8厘		
御山・丹原・靈安寺		1匁5分		
阿田	2里		1匁2分	1匁7分
鬼山			2匁4分	
奥谷				1匁7分
江出				1匁7分

よりも下流は含まれていないことがわかる。ここから、五條馬借所の活動範囲は大和中南部を中心であったといえよう。

## 二 「馬借通路絵図」作成の契機―元禄年間の争論

先にも述べたように、中家文書には馬借所に関係する争論関係も文書が多く含まれており、元禄期の争論と享保期の争論のものが大半を占めている。最後に「馬借通路絵図」作成の契機となった元禄期の争論について概観しておきたい。

まず、対立相手となる紀州橋本町について簡単に触れておきたい。紀州橋本町は天正一三年（一五八五）に木食心其の開基により、古佐

田村の一部であった荒地に高野往還の旅人のために宿場として創設された町である。同一五年（一五八七）には助成のために塩市を立てることが許可され、近世を通じて「一六塩市」と呼ばれた。<sup>7)</sup>  
寛永八年（一六三二）、紀州藩から橋本町に対して次の定

【史料】<sup>8)</sup>

定

一、御持之舟者不及申、他領之舟も荷舟之分者、橋本より上へ一切上遣申問敷候、但他領へ之下り舟之分者荷船ニ而も無相違下シ可申候  
一、往行之者、舟ニ而上下仕者於有之者、以橋本之舟ヲ為致上下可申候、付舟ニ積替候共、馬ニ着候共、小上ケ賃など取申問敷候、并舟賃橋本より和歌山迄壹艘ニ付五匁也

一、旅人之上下さゝわり無之様ニ可仕事

寛永八辛未年七月日

大久保五郎兵衛<sup>9)</sup>

海野兵左衛門<sup>10)</sup>

安藤忠兵衛<sup>11)</sup>

戸田金左衛門<sup>12)</sup>

橋本年寄中

一条目では「荷舟」については橋本よりも上流へは一切上げてはいけないことが定められている。このため、これまで紀ノ川下流から五条に直接運ばれていた荷物が橋本で一旦継ぎ替える必要が生じたのである。

これを受けて、五條村は当時宇智郡の領主であった郡山藩に馬借所を設置することを願ひ出て認められた。橋本側の史料に「寛永年中五條ニ而初而馬借相構、橋本之馬直通し差留候<sup>⑤</sup>」とあるように、橋本の馬の「直通し」を五條側が差し留めるようになっていたことが窺える。同一六年（一六三九）には五條村に高札が下されており、五條村に馬借所を設置し、各地への荷物の荷継をおこなうようになっていた。

元禄十五年（一七〇二）五月二十九日に五條村庄屋・年寄から訴えが出されている。そこでは「紀州橋本より吉野郡加名生谷江荷馬通路いたさせ可申様いたし、高橋よりいも村へ新大道を付、いも村浦ニ横渡新船わか山より上り申候」と紀州橋本から加名生（賀名生）谷への荷物運送に関して、いも（芋生）村から紀ノ川南岸に「横渡」させていた。そして、「坂部郷内火打村領内式町程作り、夫より表野村領ハ作り不申、表野村より上法師ヶ坂作り、夫より山之内少不作、夫より加名生谷へ之道有之候」と宇智郡内の坂部郷で「法師ヶ坂」という新しい道が作られていることを問題視している。つまり、五條村を経由せずに、橋本と賀名生谷とを結ぶルートが作られていることを問題であった。

五條村としては「五条町之儀前々より馬継之所ニ而商荷物諸色馬荷物継来候処、新法を企荷物付通シ申候而ハ五条町馬借相止ミ申迷惑仕候<sup>①</sup>」と五條村を経由しないことは死活問題であり、「町中為滅亡」として危機感を抱いていたことがうかがえる。そして、「此度道筋絵図出来申候、是ハ慥成ものもたせ遺候而可然候<sup>②</sup>」とあるように、この争論の過程の中で絵図を作成していることがうかがえる。

ここで馬借通路絵図に貼られている付箋に注目すると、西から①「此村五条村馬借所ニ付川南筋荷馬通路境目」、②「此道筋五条村より

紀州富貴村并和州吉野郡江之道筋」、③「紀州より和州吉野郡江之歩行道」と記されている。②が元禄期の争論で問題となっている道筋で、③は荷馬が本来通るべきである五條三ヶ村が主張する道筋であり、元禄期の争論で問題となっている箇所を示しているものであるといえる。

この争論は翌元禄十六年（一七〇三）二月に奈良代官辻弥五左衛門から次のように申し渡されたことで決着した。すなわち、①「法師ヶ坂」は新規の馬道である。今後はこれまでの通りの道筋で荷物を運び、脇道を通ってはいけない。②表野村庄屋は新規に馬道を作ったことは不届き。争論にかかった入用は表野村庄屋が負担すること。③加名生谷へ橋本の者が行く場合は脇道を通らず、五條村へ廻るようにすること。脇道を通ってきた場合は加名生谷の者を処罰する。荷馬が五條村を経ずに脇道を通ることを非難した五條村の主張がここでは認められている。

### おわりに

荷馬の通行路をめぐる争論には享保期には橋本町だけではなく、対岸の野原村との間でも大きな争論が起こっており、特に橋本町との間の争論については江戸の評定所にまで持ち込まれている。大きな争論は今回紹介した元禄期と享保期のものであるが、この後も近世を通じてたびたび争論が起こっており、五條三ヶ村は馬借所による荷物流通の主導権を主張し続けたのである。

最後に五條馬借所について課題を挙げておきたい。馬借所の運営がどのように行なわれていたのかという点については史料の制約もあり分析がなされていない。今後、新たな史料の発見によりこの点が深め

られよう。

また、争論の相手であった紀州橋本町を含む吉野川・紀ノ川流域の流通の様相も明らかにする必要がある。紀ノ川流域の川舟や五條馬借所による流通の側面から流域の地域社会を明らかにすることができればと考えている。

【註】

- (1) 五條市教育委員会編『五條市文化財調査報告書第十三集 中家文書調査報告書』(二〇一四年) (以下、『中家文書報告書』)。当報告書は ADEAC (<https://arc-adac.ttc.co.jp/WJ11C0/WJJS02U/2920705200>) にて全文公開されている。
- (2) 『中家文書報告書』五二～五六頁
- (3) 安永二年(一七七三)に馬借問屋を「人さし入札」にて決める事態になった際、入札を行う単位としてみることができる。(『西口町月行司』『新修五條市史 史料』(五條市役所 一九八七年) 四七〇～四七一頁)
- (4) 「野原村五人組印形帳」(『新修五條市史 史料』四六〇～四六四頁)
- (5) 吉田伸之「城下町の構造と展開」(『新体係日本史6 都市社会史』山川出版社 二〇〇一年)
- (6) 「馬借所一件明細記」(山本家文書(寄託分) 箱1-34)。
- (7) 『橋本市史 上巻』六〇七頁(橋本市役所 一九七四年)
- (8) 荷船の定(『橋本市史 近世史料1』橋本市 二〇〇六年、五六三頁)
- (9) 「舟継ぎ・伝馬継ぎ出入りと通詞」(『橋本市史 近世史料1』橋本市、二〇〇六年、六一〇頁)
- (10) 「紀州橋本より坂部郷通り吉野郡加名生谷江荷馬通路の拵にて道作り申故云分書物覚書」(中家文書 箱1-17)
- (11) 同右
- (12) 同右

(市立五條文化博物館)